

名古屋市告示第514号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）
第 7条第 5項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画を令和 6年
8月 9日に認定しましたので、同条第 6項の規定により、その概要を次のとおり公表します。

令和 6年10月25日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
		○		市内の農 業振興地 域（港区 南陽地区）	無	令和 6年度 から令和10 年度まで	株式会社 J A 名古屋ファーム

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課